



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 272号 2011.2.24 発行 社会政策研究所

=====

年金改革：非正規含め新厚生年金 毎日新聞、緊急4課題

毎日新聞 2011年2月24日

毎日新聞は23日、年金改革に関する「緊急4課題」をまとめた。政府が進める税と社会保障の一体改革への提言と位置付ける。会社員が入る厚生年金と公務員らの共済年金を一元化した新厚生年金の創設や、無年金・低年金者への対策として、生活保護制度を改編した「高齢者福祉給付（仮称）」を新設し、65歳以上の人に支給することを検討するよう求めている。改革は2段階で行い、4課題は5年をめどに実施する。

毎日新聞は08年7月、全国民が一元化された年金に加入し、給付が少ない人には税による月7万円の最低保障年金を支給する改革案を示した。

しかし、リーマン・ショック後の財政悪化により改革の緊急度が一層高まったことから、今回は自営業者らの国民年金を含めた完全一元化などは次の課題と整理し、（1）厚生・共済年金一元化（2）新厚生年金の非正規雇用者への適用拡大（3）高齢者福祉給付の創設（4）税と社会保障の共通番号導入 - - を緊急課題とした。

08年案で掲げた最低保障年金は無年金・低年金対策の柱だったが、新制度への移行には約40年間を要する。このため、過渡的に年金とは切り離れた高齢者福祉給付制度を検討すべきだとした。生活保護の概念を変え、65歳以上の人への給付は就労支援目的とせず、生活保障費とする。

改革の最終の姿は08年の毎日新聞案とし、緊急4課題をクリアした後、完全一元化や最低保障年金の必要性を改めて検討して、5～10年で実施に移す。

社説：年金改革 まず一步を踏み出そう

毎日新聞 2011年2月24日

人類が経験したことのない超高齢化社会を迎えようとしている日本には、財政危機という大津波も押し寄せつつある。産業や雇用構造の変化に合わせて社会保障の仕組みの再構築が必要になっている。最近の何代もの政権が緊急の課題として社会保障と税制の議論を繰り返してきたことは当然のことだ。

特に老後の人生設計に欠かせない年金制度への信頼回復が急務になっている。一刻も早く必要な改革に着手し、国民の生活への安心感を取り戻す必要がある。

被用者年金の一元化

年金問題の核心は未納による無年金・低年金で生活困窮者が増えること、少子化で保険料を負担する層が先細りしていくことにある。制度を支える加入者を増やすためには、若者が納得して加入しやすい仕組みにする必要がある。同時に医療や介護、雇用、子育てなど総合的な改革を考えていくことが重要だ。

毎日新聞は08年、働き方の多様化に合わせてすべての人を対象にした制度の一元化、現在の基礎年金に代えて税による最低保障年金を創設するなどを内容とする年金改革案を

発表した。負担と給付の関係をシンプルにすることで、公平で分かりやすい仕組みを追求したものだ。将来目標として優れた案と確信しているが、ハードルの高い問題がいくつかあった。自営業者は所得把握が難しいこと、新制度への移行には長期間を要することなどである。

また野党時代の民主党は自公政権の年金改革案や与野党協議への呼びかけを拒否し、あくまでも抜本改革を主張してきたが、政権交代後も改革は進まなかった。その間、財政赤字は悪化するばかりで失業率も高止まりし、高齢化の進展で医療や介護の立て直しも迫られている。

理想に固執するほど改革は難しくなり、年金不信を増幅するという悪循環に陥っている。できるだけ早く不信を払拭（ふっしょく）する必要がある。

年金改革案は経済団体や連合、新聞各紙が発表しているが、それぞれ一長一短ある。現在の課題は「今すぐやるべきこと」「すぐに着手するのが難しいこと」に整理して改革への一歩を踏み出すことだ。

毎日新聞が今回提案する緊急課題は次の4点だ。

(1) 厚生年金と共済年金を一元化し被用者すべてを対象とする「新厚生年金」(仮称)を創設する

(2) 未納・未加入者の多くを占めるパートなど非正規雇用労働者に対し新厚生年金の適用を広げる

(3) 無年金・低年金者に過渡的措置として税による「高齢者福祉給付」(仮称)の創設を検討する

(4) 税と社会保障の共通番号導入

公務員向けの手厚い共済年金と厚生年金を一元化する準備は自公政権時代に進められてきた。まずこれを実施すべきだと考える。

非正規労働者の待遇改善や社会保障の拡充は雇用問題としても優先的に取り組まなければならない。経営が不安定な中小企業には優遇税制や雇用関係の各種助成金制度を見直すなどで非正規雇用への新厚生年金適用を促す施策を検討してはどうか。これらを実行すれば対象者の約9割が新厚生年金に入ることになる。

現在の無年金・低年金者には年金制度とは別枠の税財源による「高齢者福祉給付」を新設する。生活保護の中での対応とするか、給付水準、所得や資産調査をどうするか。各国で既に実施されている同種の高齢者給付を参考にして検討する。

消費税増税は不可避

公平な年金制度の実現には共通番号を導入し国民の所得や資産を正確に把握する必要がある。自営業者を含めた完全一元化の検討の際も番号制度は不可欠だ。

四つの緊急課題は5年以内の実現を目指す。新厚生年金や高齢者福祉給付の状況を見た上で、第2段階で08年に提言した完全一元化や最低保障年金の必要性、実現可能性を検討し、5～10年で実施に移す。

年金に関心が集中するのは現在の生活が不安だからでもある。医療や介護、住宅政策を充実すれば年金への過度の依存や、現在の生活不安を解消することにもつながる。

わが国の65歳以上の高齢者人口は55年に40%に達する。だが、高齢者の数を見ると現在が最も増加率の高い渦中にあり、25年ごろから緩やかに次第に減少していく。

一方、医療や介護に多額の費用が必要とされる75歳以上の人口を見ると、05～25年の間に約2倍に増える。この先十数年間が最も医療・介護のニーズが膨張する期間なのだ。こちらの問題にも十分に備えておかななければならない。

消費税で本来賄うことになっている年金・医療・介護の「高齢者3経費」は現在でも約10兆円足りない。このままでは不足分は毎年1兆円ずつ増えていくといわれる。将来の必要経費を予測した上で、消費税率の引き上げなどの増税を実施しなくては賄えない。

一口に高齢世代と言ってもその資産や所得はさまざまである。所得格差も広がっている。若年世代の負担を軽減するためにも、高齢世代の間での再配分を視野に入れた税制の検討

も必要になるだろう。

はぐ 病気の子どもと おしゃれな装具、作りたい

朝日新聞 2011年2月22日

義肢を作る実習をする内山さん = 新潟市の新潟医療福祉大学、三島写す

内山未花さん(21)の最初の記憶は3歳のころにさかのぼる。「普通の赤ちゃんが履くような靴を履いて、すごうれしかった」

いつもは金属の支柱がついた装具を両足につけていた。その時は父親が抱っこしてくれて、歩かなくてもよかったので、市販のかわいい靴を履かせてもらったらしい。

二分脊椎(せきつい)という生まれつきの疾患のため、下半身が不自由だ。特に、足先の形がつま先立ちのような状態のため、外出する時はいつも両足に靴型の装具を履いている。

友達が履いている流行のスニーカーやおしゃれなブーツ、涼しげなサンダルがいつもうらやましかった。小学3年の頃、親にせがんで黒いチェックのスニーカーを買ってもらったことがある。履くことはできるが、つま先立ちの状態で不安定だから、少し歩くとすぐに転んでしまった。

中学時代、休日に遊ぶ級友たちは化粧をし、ギャルっぽい服とヒールのあるブーツ姿。一方の自分は、おしゃれをしたくても、夏も冬もいつも同じ靴型装具。「自分でおしゃれな靴を作ってみたら」という姉の一言が、義肢装具士を目指す転機になった。



現在、新潟医療福祉大学医療技術学部の3年生。義肢装具自立支援学科で、医学の知識から製図や製作の実習まで、幅広く学んでいる。義肢装具士の養成校は専門学校を含めて全国に9校。大学は同大など2校しかない。

装具が足に合わず、傷が化膿(かのう)して両足の親指の先端を失ったり、体重が1カ所に集中しないよう足の形を変える手術を4回も繰り返したり。つらい経験を重ねてきた。「当事者だからこそ、装具を使う子どもや女性たちの悩みに共感できる、とプラスにとらえています」

義肢装具士の国家資格を取ったら、製作所に就職し、特に女性向けの靴型装具を作りたいと考えている。できれば、1人がデザインの異なる何足かを持てるように。

というのは、内山さんがいま履いている装具の値段は14万円ほど。障害者自立支援法に基づく一定の補助は受けられるが、耐用年数が定められており、一度に何足も買うことはできない。だから、もう3年近く、どんな季節でも、どんな服装の時でも、同じ装具を履き続けている。今の装具はショートブーツ型。夏場はつらい。

個々人の状態に合わせたオーダーメイドはどうしても高くなる。何足も持てるようになるため、いかにコストを抑えるか。機能とおしゃれなデザインを、どう両立させるか。課題も多いが、それだけ挑戦する価値も大きい。

国家試験まで、あと1年だ。(三島あずさ)

義肢装具士 生まれつき、またはけがや病気で手足を失ったり体が不自由になったりした人のために、医師に処方された義手や義足、装具の採型や調整などをする。国家資格で、厚生労働省によると昨年末現在、資格保持者は3706人いる。

同省の2006年の調査では、義肢の使用者は8万2千人で、うち18歳未満の子どもは1千人。装具の使用者は27万5千人で、子どもは2700人。

藤枝の魅力、私たちが伝えます 5代目藤娘3人決まる

朝日新聞 2011年2月24日 静岡

藤娘に選ばれた左から永井加代さん、津島亜希さん、川内春奈さん＝藤枝市役所



藤枝市の観光イベントに参加し、「藤の里観光大使」として今後2年間活動する5代目「藤娘」が決まった。23人の応募者の中から選ばれたのは、いずれも市内に住む常葉学園高3年川内春奈さん(17)、中央大学3年津島亜希さん(20)、社会福祉施設職員永井加代さん(20)。

中学時代に演劇部に所属し、人前で話すのは苦にならないという川内さんは「藤枝の様々な施設をPRしたい」。英語を専攻し、日本茶アド

バイザーの資格を持つ津島さんは「藤枝茶を世界に発信したい」と話し、知的障害者のグループホーム世話人の永井さんは「新しいスイーツ文化など藤枝の魅力を伝えたい」と意欲的だった。

4月16日からの藤まつりでお披露目されるが、3人は「海外でもPR活動をしたい」と張り切っている。

グループホーム関係 光増昌久さんからの提供資料です。

障害保健福祉関係主管課長会議資料から 2011年2月22日

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課/地域移行・障害児支援室

< 本体資料 >

P10～11」

(5) グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について(平成23年10月1日施行予定)

中略

なお、グループホーム・ケアホームに係る家賃を改定する際は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第143条第5項等に基づき、事業者は利用者に対して説明を行い、その同意を得ることが必要とされている。

都道府県においては、事業者がこのことを周知するとともに、障害者自立支援法第46条第1項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう必要な対応をよろしく願います。

P25

7 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 平成23年度社会福祉施設整備費について

中略

また、平成23年度より、内容改善を図り、

・補助事業者として新たにNPO法人、営利法人を対象とする

・グループホーム・ケアホームの改修単価(事業費ベース)について、1,000万円(対前年度+400万円)に引き上げることとしている。

(福祉貨付について)

なお、平成23年度より、障害者グループホーム・ケアホームの独立行政法人福祉医療機構の福祉貨付の融資対象としてNPO法人、営利法人を追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

P 4 2

グループホーム・ケアホームについて

ア グループホーム・ケアホームの整備等について

中略

なお、従前から障害者就労訓練設備等整備事業により実施してきた賃貸物件のグループホーム・ケアホーム等改修事業については、平成 23 年度においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）による障害者自立支援基盤整備事業により補助を行う仕組みに変更するので、留意されたい。

P 4 3

イ グループホーム・ケアホームの防火安全対策について

グループホーム・ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、昨年 3 月に実施した全国調査において、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に定める非常災害に際しての具体的計画の未策定、定期的な避難訓練の未実施が各々 20% を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、昨年 6 月に、「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成 22 年 6 月 25 日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成 21 年 4 月施行の消防法施行令改正により新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の既存のグループホーム・ケアホームへの設置の経過措置については、平成 24 年 3 月をもって終了することとなる。

このため、新たに義務付けられた全てのグループホーム・ケアホームにおいて、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、来年度中に確実に設置を終えるよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務がないグループホーム・ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、設置の促進に努められたい。

< 関連資料 >

P 6 3

障害者自立支援基盤整備事業の Q&A（案）

Q 平成 23 年度より、障害者グループホーム、ケアホーム（賃貸物件）の改修整備が障害者就労訓練設備等整備事業より組み替えとなったが、消防設備の整備の取扱い如何。

A 障害者就労訓練設備等整備事業において、グループホーム、ケアホーム（以下、「グループホーム等」）の消防設備については改修整備として補助対象としていたことから、改修の「障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備（賃貸物件）」にて対象として差し支えない。

また、消防法令上の設置義務がないグループホーム等の消防設備についても、消防署・指導等から真に必要と認めるものについては、同様に、改修のにて対象として差し支えない。

なお、グループホーム等以外の消防設備については、従前通り、改修の「ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備の整備」にて対象とする。

< 障害福祉課福祉財政係 >

